

**人間東部広域斎場
管理運営に関する基本協定書(案)**

平成19年10月25日

人間東部地区衛生組合

入間東部広域斎場の管理運営に関する基本協定書

入間東部地区衛生組合（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、入間東部広域斎場条例（平成 19 年 9 月入間東部地区衛生組合条例第 12 号。以下「条例」という。）第 1 条の規定により設置された入間東部広域斎場（以下「斎場」という。）の管理に関して、次のとおり、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第 1 章 総 則

（本協定の目的）

第 1 条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、斎場を適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（指定管理者による管理）

第 2 条 甲は、条例第 4 条の規定に基づき、斎場の設置目的を効果的に達成するため、乙に斎場の管理運営業務を行わせる。

（公共性の尊重）

第 3 条 乙は、斎場の設置目的及び本業務の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重しなければならない。

（信義誠実の原則）

第 4 条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第 5 条 本協定で用いる用語の定義は、別紙 1 のとおりとする。

（管理物件）

第 6 条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなる。管理施設及び管理物品の内容は、別紙 2 のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

3 乙は、管理物件を斎場の設置目的以外に使用してはならない。

(指定期間)

第7条 乙に本業務を行わせる期間(以下「指定期間」という。)は、平成20年6月 日から平成25年3月 日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 本業務の範囲と実施条件

(管理運営業務の範囲)

第8条 本業務及び自主事業の詳細は、管理運営基準に定めるとおりとする。

2 甲は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の規定により、使用料の徴収及び収納事務を乙に委託する。

(甲又は乙が行う業務の範囲)

第9条 甲又は乙が自らの責任と費用において実施する業務の範囲は、別紙3のとおりとする。

(業務実施条件)

第10条 乙が本業務及び自主事業を実施するに当たって満たさなければならない条件は、管理運営基準に示すとおりである。

(経理の独立)

第11条 乙は、本業務及び自主事業に関する経理を明らかにするため、独立した経理を行わなければならない。

2 乙は、本業務及び自主事業に係る経理を区分して管理しなければならない。

第3章 本業務及び自主事業の実施

(本業務及び自主事業の実施)

第12条 乙は、本協定、各年度協定、条例及び関係する法令のほか、募集要項等及び提案書に従って本業務及び自主事業を実施するものとする。

2 提案書にて管理運営基準を上回る水準が提案されている場合は、提案書に示された水準によるものとし、実施費用は全て乙の負担とする。

(第三者による実施)

第13条 乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、本業務及び自主業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

- 2 乙が本業務及び自主事業の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。
- 3 乙は、本業務及び自主業務の一部を第三者に実施させる場合、当該第三者をして本協定第 16 条、第 17 条及び第 18 条に規定する事項を遵守させなければならない。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、乙は、本業務のうち使用料の徴収及び収納事務を第三者に委託又は請け負わせてはならない。

(指定管理者による管理等)

第 1 4 条 甲は、条例の定めるところにより、管理物件の管理運営に関する業務のうち次に掲げるものを乙に行わせる。

- (1) 管理物件の予約及び受付に関する業務
- (2) 管理物件の使用許可及び使用料の徴収に関する業務
- (3) 火葬に関する業務
- (4) 管理物件の敷地及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 管理物件の運営に関する業務のうち、管理者の権限に属する業務を除くもの
- (6) 前各号に定めるもののほか、管理者が必要と認める業務

- 2 前項の規定にかかわらず、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項により、乙を入間東部広域斎場の指定管理者とする指定が取り消されたときは、乙は、前項各号の全ての業務を行ってはならない。また、乙が同法同条同項により期間を定めて管理運営の業務の全部又は一部の停止を命じられたときは、当該期間中、乙は、停止を命ぜられた業務に対応する範囲で前項各号の業務を行ってはならない。

(緊急時の対応)

第 1 5 条 指定期間中、本業務及び自主事業の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は、速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生の旨を通報しなければならない。

- 2 事故等が発生した場合、乙は、甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(情報管理)

第 1 6 条 乙又は本業務及び自主事業の全部若しくは一部に従事している者若しくは従事していた者は、これらの業務の実施によって知ることができた秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及びふじみ野市個人情報保護条例（平成 17 年ふじみ野市条例第 9 号）の規定に従い、本業務及び自主事業の実施を通じて取得する個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 本業務及び自主事業の全部又は一部に従事している者又は従事していた者は、その業務について知ることができた個人情報を他人に知らせ、又は不当に使用してはならない。
- 4 乙は、人間東部地区衛生組合情報公開条例（平成 14 年人間東部地区衛生組合条例第 1 号）の規定に従い、斎場の管理について情報公開請求がなされたときは、必要な措置を講じるものとする。
- 5 乙は、管理のために作成した文書を、人間東部地区衛生組合文書取扱規程（平成 16 年人間東部地区衛生組合訓令第 4 号）に準じて保存しなければならない。

（環境配慮）

第 17 条 乙又は本業務及び自主事業の全部若しくは一部に従事する者は、これらの業務を実施するに当たり、富士見市環境基本条例（平成 13 年富士見 市条例第 31 号）の規定に従い、 としての責務を果たすとともに、環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

（行政手続）

第 18 条 乙は、ふじみ野市行政手続条例（平成 17 年ふじみ野市条例第 12 号）及びふじみ野市行政手続条例施行規則（平成 17 年ふじみ野市規則第 19 号）の規定に従い、本業務及び自主事業の実施に当たり、行政庁として、行政運営における公正の確保と透明性の向上のために必要な措置を講じなければならない。

（自主事業の実施）

- 第 19 条 乙は、管理施設の設置目的及び管理運営基準に適合する範囲内においてのみ、提案書に基づき、自主事業を行うことができる。
- 2 乙は、自主事業による収入を自己の収入とすることができる。
 - 3 乙は、自主事業の実施に当たり、地方自治法、条例、人間東部広域斎場管理規則（平成 19 年人間東部地区衛生組合規則第 13 号）その他関連法令の定めるところに従い、自主事業の実施に伴う管理施設の使用に係る使用料を甲に納付する。
 - 4 乙の自主事業実施に要する費用（前項の使用料及び光熱水費を含む。）は、すべて乙の負担とし、指定管理者委託料及び使用料を当該費用に充ててはならない。

第4章 管理物品等の扱い

(甲による管理物品の貸与)

第20条 甲は、別紙2に定める管理物品を、無償で乙に貸与する。

- 2 乙は、指定期間中、別紙2に定める管理物品を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 別紙2に定める管理物品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、甲は、乙との協議により、必要に応じて自己の費用で当該管理物品を購入又は調達するものとする。
- 4 乙は、故意又は過失により別紙2に定める管理物品をき損又は滅失したときは、甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

(乙による備品等の購入等)

第21条 乙は、別紙2に定める管理物品以外で、本業務及び自主事業の実施に当たり必要な備品等(消耗品を含む。)を、自己の費用により購入又は調達し、本業務及び自主事業実施のために供するものとする。

- 2 前項に定める備品等が経年劣化等により本業務及び自主事業実施の用に供することができなくなった場合、乙は、自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項

(事業計画書)

第22条 乙は、指定期間開始前の甲の指定する期日までに長期事業計画書(指定期間を通じた本業務及び自主事業に関する実施計画を含む。)を作成して甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。また、乙は毎年9月15日までに次年度事業計画書(案)(本業務及び自主事業に関する実施計画を含む。)を作成して甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。

- 2 乙は、前項の長期事業計画書及び次年度事業計画書(案)に基づき、毎年度開始前の甲が指定する期日までに事業計画書を作成し、甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、事業計画書を変更しようとするときは、甲と協議をしたうえで当該協議内容に従い変更しなければならないものとする。

(各年度協定の締結)

第23条 乙は、本協定及び次年度事業計画書(案)に基づき、甲と毎年度開始前に次年度の各年度協定を締結する。

- 2 各年度協定の内容は、甲が示し、乙と協議のうえ決定するものとする。

(事業報告書及び業務報告書)

第24条 乙は、毎年度終了後30日以内に、本業務及び自主事業に関し、次の各号に示す事項を記載した事業報告書を提出し、甲の承諾を得なければならない。

- (1) 利用実績(利用者数、利用料金収入等)に関する事項
- (2) 本業務及び自主事業の実施状況に関する事項
- (3) 収支等の計算書類
- (4) 本業務及び自主業務に対する自己評価に関する事項
- (5) その他甲が指示する事項

2 乙は、毎月に、月末から10日以内に、本業務及び自主事業に関し、前項各号に示す事項を記載した月事業報告書を提出し、甲の承諾を得なければならない。

3 乙は、甲が第37条及び第38条の規定に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

4 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書若しくは月事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(業務実施状況の確認と改善勧告)

第25条 甲は、事業報告書及び月業務報告書の確認のほか、乙による業務実施状況を確認することを目的として、随時、管理施設へ立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況やこれらの業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

2 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

3 前条及び本条第1項による確認の結果、乙による業務実施が管理運営基準その他の甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して、別紙4の規定に従い業務の改善を勧告するものとする。

4 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

第6章 指定管理者委託料

(指定管理者委託料の支払い)

第26条 甲は、本業務実施の対価として、乙に対して指定管理者委託料を支払う。

2 甲が乙に対して支払う指定管理者委託料は、次のとおりとし、別途各年度協定に定めるものとする。

対象年度	指定管理者委託料の額
平成 20 年度	
平成 21 年度	
平成 22 年度	
平成 23 年度	
平成 24 年度	

指定管理者委託料の額は、提案書に基づき規定する。

- 3 前2項に定める指定管理者委託料は、年4回（4月、7月、10月、1月）に分割してこれを支払う。
- 4 乙は、毎年4月、7月、10月、1月末日から10日以内に、当該月の指定管理者委託料の支払いに関する請求書を甲に送付するものとする。甲は、当該請求書を受領してから30日以内に乙に対して指定管理者委託料を支払うものとする。

（指定管理者委託料の改定）

- 第27条 甲及び乙は、各年度の指定管理者委託料のうち変動費相当額について、管理運営基準及び提案書に基づき算定された額を上限として、前年度までの火葬件数の実績を踏まえた当該年度の年間火葬件数の見込みに基づき改定を行う。
- 2 前項の場合において、当該年度の年間火葬件数の見込みについては、前年度の10月未までに甲と乙が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内又は甲及び乙が合意した協議延長期間以内に協議が整わない場合は、甲が当該年度の年間火葬件数の見込みを定め、乙に通知する。
 - 3 前年度の火葬件数の実績が管理運営基準に示す推計と著しく乖離し、各年度の指定管理者委託料が不相当となったときは、甲及び乙は、前2項の規定によるほか、指定管理者委託料の変更を請求することができる。

（指定管理者委託料の減額）

- 第28条 甲は、自らの責任及び費用において、乙の実施する管理施設の運営業務及び維持管理業務が管理運営基準に規定する水準を満たしているか否かを確認するために、別紙4の規定に基づきモニタリングを実施する。
- 2 乙の管理施設の運営業務及び維持管理業務の不履行に対する指定管理者委託料の減額等は、別紙4に規定する手続きに従い実施する。
 - 3 甲は、第1項に規定するモニタリングの実施を理由として、本業務の実施の全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第29条 乙は、故意又は過失により管理施設を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第30条 本業務及び自主事業の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰することができない事由による場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(不可抗力発生時の対応)

第31条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努めなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第32条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で、乙との協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して甲に損害、損失又は増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第33条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務及び自主事業の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は、不可抗力により影響を受ける限

度において本協定に定める義務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により本業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理委託料から減額することができるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第34条 乙は、指定期間の終了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。この場合、引継ぎ等に係る費用は、全て乙が負担するものとする。

- 2 甲は、必要と認める場合には、指定期間の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第35条 乙は、指定期間の終了までに、管理物件内に乙又は第13条に基づき乙が本業務若しくは自主事業の一部を委託した第三者が所有若しくは管理する備品等(第21条第1項の規定により乙が自己の費用により購入又は調達した備品等を含む。)があるときは、乙は自己の責任及び費用により当該物品等を直ちに撤去し、甲に対して管理物件を空け渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

(管理物品等の扱い)

第36条 指定期間の終了に際し、別紙2に定める管理物品については、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継がなければならない。

第9章 指定期間満了以前の指定の取消し

(甲による指定の取消し)

第37条 甲は、地方自治法第244条の2第11項及び入間東部広域斎場条例第8条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に基づき、富士見市、ふじみ野市又は三芳町

(以下「組合市町」という。)の入札に参加できない団体等に該当したとき

- (2) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、組合市町若しくは他の地方公共団体から指定管理者に係る業務の全部若しくは一部を取り消され、その取消しの日から 2 年(他の地方公共団体の場合は 1 年)を経過しない団体等又は当該業務の全部若しくは一部を停止され、停止期間満了の日から 1 年(他の地方公共団体の場合は 6 カ月)を経過しない団体等に該当したとき
 - (3) 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条(同条を準用する場合を含む。)又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる団体等に該当したとき。ただし、同法の規定で対象外とされる出資団体(2分の1以上)に準じ、組合市町の外郭団体や地域団体などの団体については、設立目的や活動の公共性・公益性を踏まえた上で、兼業禁止の例外として、本規定を適用しないことがある。
 - (4) 暴力団又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する者)が役員就任、経営関与等を行っている団体等に該当したとき
 - (5) 国税及び地方税を滞納している団体等に該当したとき
 - (6) 条例第 8 条第 1 項の規定に該当したとき
 - (7) 本業務又は自主業務に際し不正行為があったとき
 - (8) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき
 - (9) 本協定第 25 条第 3 項の改善勧告に正当な理由がなく応じないとき又は改善勧告をしたにもかかわらず合理的期間経過後も改善が見られないとき
 - (10) 本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
 - (11) 手形若しくは銀行取引停止処分がなされたとき、又は支払い停止事由が発生したとき
 - (12) 差押、仮差押え又は仮処分を受けたとき
 - (13) 破産、会社更生、民事再生又は特別精算その他倒産等に関する法律のいずれかの手続きについて申立てがなされたとき
 - (14) 当該施設の管理運営に必要な事項における許認可等について、監督官庁から許認可等の取消処分又は停止処分を受けたとき
 - (15) その他甲が必要と認めるとき
- 2 甲は、前項に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、事前に以下の事項を乙に通知する。
- (1) 指定取消しの理由
 - (2) 指定取消しの要否
 - (3) 乙による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定
 - (4) 指定取消しの効力発生日(本協定の終了日)

(5) その他必要な事項

- 3 第1項の規定により指定を取消し、又は期間を定めて本業務及び自主業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失又は増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(不可抗力による指定の取消し)

第38条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務及び自主事業の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取消しを行うものとする。
3 前項における取消しとなされた場合の指定管理者委託料は、月額指定管理委託料を日割計算により精算し、甲乙双方とも相手方に損害賠償等を請求することはできない。

(指定期間終了時の取扱い)

第39条 第34条から第36条までの規定は、前2条の規定により指定期間が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲乙が合意した場合はその限りではない。

- 2 前2条の規定により指定の取消しとなされた場合であっても、乙は、指定期間の終了日まで、善良なる管理者の注意をもって誠実に本業務を継続するものとする。ただしこの場合、指定の取消し以降、甲は乙に代わって自ら本業務及び自主事業を行うことがある。

第10章 その他

(協定保証金)

第40条 乙は、本協定の締結に当たり、指定管理者委託料(指定期間が複数年度にわたる場合は、初年度に支払われるべき指定管理者委託料とする。)の100分の10以上の額の協定保証金を納付しなければならない。この場合、納付した協定保証金には利息は付さないものとする。

- 2 甲は、乙が保険会社との間に甲を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときは、協定保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

(指定管理の取消しによる違約金等)

第41条 乙は、第37条第1項各号の規定により甲が乙の指定を取り消した場合、指定管理者委託料(指定期間が複数年度にわたる場合は、初年度に支払われるべき指定管理者委託料とする。)の100分の10の額を違約金として、甲の指定する期限までに支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、乙が甲に協定保証金を納付しているときは、甲は当該協定保証

金をもって前項の違約金に充当する。

- 3 乙は、第 37 条第 1 項各号の規定により甲が乙の指定を取り消したことに起因して甲が被った損害額が第 1 項の違約金の額を上回るときは、その差額を甲の請求に基づき支払わなければならない。

(協定保証金の返還)

第 4 2 条 乙は、次の各号のいずれかに該当した場合、協定保証金の返還請求をすることができる。

- (1) 指定期間が満了した場合
- (2) 第 38 条により指定が取り消された場合

- 2 甲は、前項により乙から協定保証金請求書を受領したときは、30 日以内に支払わなければならない。

(相殺)

第 4 3 条 乙は、協定書等に関して損害賠償金その他甲に対する金銭債務が発生した場合、乙が甲に対して有する金銭債権との間で相殺されることを予め承諾する。

- 2 乙が第 37 条第 1 項第 10 号、第 11 号又は第 12 号に該当したときは、乙が甲に対して有する全ての金銭債務は直ちに期限の利益を失うものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第 4 4 条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供してはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(請求、通知等の様式その他)

第 4 5 条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

- 2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本協定の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）の定めるところによる。
- 4 協定書等における期間の定めについては、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

(協定の変更)

第 4 6 条 本業務及び自主事業に関し、これらの業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができる。

るものとする。

(解 釈)

第47条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(協 議)

第48条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

別紙 1 用語の定義

- 1 「各年度協定」とは、本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年締結する協定のことをいう。
- 2 「管理運営基準」とは、入間東部広域斎場指定管理者募集要項に示された本業務に係る「入間東部広域斎場管理運営の基準」のことをいう。
- 3 「自主事業」とは、管理運営基準第6に規定される売店運営業務及びその他業務をいう。
- 4 「指定開始日」とは、指定期間の開始日のことをいう。
- 5 「指定管理者委託料」とは、甲が乙に対して支払う本業務実施の対価をいう。
- 6 「使用料」とは、管理施設の利用の対価として支払われる施設使用料のことをいう。
- 7 「提案書」とは、入間東部広域斎場の指定管理者の公募に当たり、乙が甲に提出した書類のうち、本事業に関する提案書のことをいう。
- 8 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）等の災害で、甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減や、上記天災、人災によらない施設の損傷等は、不可抗力に含まないものとする。
- 9 「法令」とは、すべての法律、政令、省令、条例、規則等、正規の手続きを経て公布された行政機関の規定を言う。
- 10 「募集要項」とは、入間東部広域斎場指定管理者募集要項のことをいう。
- 11 「募集要項等」とは、募集要項本体、募集要項添付資料（管理運営基準を含む。）及びそれらに係る質問回答のことをいう。
- 12 「本業務」とは、条例第4条第2項に規定される業務である以下の業務をいい、詳細は管理運営基準第3ないし第5に規定される業務をいう。
 - ・ 施設運営業務
 - ・ 施設維持管理業務
 - ・ 経営管理業務

別紙2 管理物件

- 1 管理施設（ 詳細については、管理運営基準及び財産台帳を参照のこと。）
 - ・ 人間東部広域斎場火葬棟
 - ・ 人間東部広域斎場待合棟
 - ・ 人間東部広域斎場式場棟
 - ・ 駐車場
 - ・ その他敷地内の外構及び植栽

- 2 管理物品（ 詳細については、管理運営基準及び備品台帳を参照のこと。）
 - ・ 人間東部広域斎場管理用備品類

別紙3 甲又は乙が自らの責任と費用において実施する業務の範囲

印が付されている者が、自らの責任と費用において次に掲げる業務を実施するものとする。

種類	内 容	甲	乙
管理施設の修繕 (不可抗力によらないもの)	経年劣化による損傷の修繕(1件30万円以下のもの)		
	経年劣化による損傷の修繕(1件30万円を超えるもの)		
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない損傷の修繕(1件30万円以下のもの)		
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できない損傷の修繕(1件30万円を超えるもの)		
管理施設の改造、増築、改築、移設	-		
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増加への対応		
金利変動	金利の変動に伴う経費の増加への対応		
需要の変動	利用者の減少に伴う費用の増加への対応		
周辺地域・住民及び施設利用者の苦情対応	施設の瑕疵等、甲の責めに帰すべき場合		
	上記以外の場合		
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更に伴う経費の増加への対応その他対応		
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更に伴う経費の増加への対応その他対応		
税制度への対応	施設管理、運営に影響を及ぼす税制度変更に伴う経費の増加への対応その他対応		
	指定管理者に影響を及ぼす税制度変更に伴う経費の増加への対応その他対応		

別紙4 モニタリング及び減額について

1. モニタリング及び業務改善勧告等

(1) 甲によるモニタリング

甲は、乙が実施する管理施設の運營業務及び維持管理業務について、必要に応じた入間東部広域斎場への立ち入り並びに定期及び随時のモニタリング結果を通じて、基準を満たしているか否かを確認する。

甲によるモニタリングは、以下の内容により構成されるものとする。

ア 長期事業計画書及び各種業務仕様・マニュアルの確認

甲は、乙が作成する長期事業計画書及び各種業務仕様・マニュアル等について、管理運営基準及び提案書に整合しているかについて確認する。

イ 事業計画書の確認

甲は、本協定の定めに基づき、乙が作成する年度毎の事業計画書について、業務仕様・マニュアルに整合しているかについて確認する。

ウ 随時モニタリング

乙は、管理施設において提供するサービスの評価に関する葬祭事業者に対するアンケート等を随時実施し、その結果について甲に報告する。また、利用者等から寄せられた要望及び苦情等の内容やそれらに対する乙の対応については甲に随時報告するものとする。

甲は、必要に応じて管理施設を巡回し、要望及び苦情等に対する乙の対応や各個別業務の実施状況を確認・評価することができる。

エ 定期モニタリング

乙は、各種業務仕様・マニュアル等に基づいてチェックリストを作成し、全ての業務が確実に行われ、業務仕様書及び事業計画書の内容を満たしているかについて「○」または「×」で確認し、自ら日次モニタリングを実施する。満たしていない場合には総括責任者に対して改善を求めるものとする。さらに、日報及びその他日次モニタリングに関する報告事項を取りまとめた月事業報告書を甲に提出する。

甲は、乙が提出する月事業報告書を確認することを通じ、乙及びその委託先企業による業務の実施状況が業務仕様・マニュアル及び事業計画書の内容を満たしているかについて確認する。乙は、甲が月事業報告書及び要望や苦情等への対応状況を確認・評価する場として定期モニタリング協議会を定期的に開催する。

オ 事業評価

甲は、随時及び定期モニタリングの内容を踏まえ、乙及びその委託先企業による業務の実施状況が管理運営基準に示す水準若しくは業務仕様・マニュアル及び事業計画書の内容を満たしているかについて、四半期ごとの検査により総括的に評価を行う。その結果、満たしていない事項が存在することが判明した場合、甲は乙に対して業務改善勧告を行うことができる。

(2) 業務改善勧告

ア 甲は、乙に対して業務改善勧告を行った場合、以下のペナルティポイントを与える。

- A：管理施設の運営の実施、利用者の利便性等に対して影響がない場合又はほとんどないと判断される場合(1ポイント)
- B：管理施設の運営の実施、利用者の利便性等に対して影響を与えた場合又は与えると見込まれた場合(3ポイント)
- C：管理施設の運営の実施、利用者の利便性等に対して、著しい影響を与えた場合又は与えると見込まれた場合(5ポイント)
- D：本協定等を満たさない事項等が発生したことにより、利用者に対し重大な危害を及ぼした場合(10ポイント)

イ 乙は、業務改善勧告を受けた場合、1週間以内に業務改善計画書を作成のうえ提出し、甲の確認を受けなければならない。

ウ 乙は、イの業務改善計画書に基づき速やかに当該業務の改善を行うとともに、業務改善報告書を作成のうえ提出し、甲の確認を受けなければならない。

エ 甲は、乙に対して業務改善勧告を行ったにもかかわらず、乙から1週間以内に業務改善計画書が提出されない場合又は1か月以上当該業務の改善が認められない場合、乙に対して当該業務に関する再度の業務改善勧告を行うことができる。

(3) 乙による異議申し立て

ア 乙は、甲が行った業務改善勧告について、その内容が妥当でないと乙が判断した場合は、甲に異議申し立てを行うことができる。

イ アの異議申し立てがあった場合、甲と乙は、業務改善勧告の内容について速やかに協議を行う。

2. モニタリング結果に基づく指定管理者委託料の減額等

(1) 指定管理者委託料の減額

甲は、1.(1)エの業務改善勧告を行った場合、業務改善勧告を行ってから改善が認められるまでの期間の指定管理者委託料(消費税等を除く。以下、本別紙において同じ。)について、(2)に基づき算出された額を減額することができる。

(2) 減額の算出

ア 甲は、1.(2)アのペナルティポイントが四半期毎に累計5ポイントを超える場合に、四半期毎に以下の算式で減額を算出し、10%相当分を上限として指定管理者委託料を減額することができる。

$$\text{減額分} = \text{当該四半期の指定管理者委託料} \times 1 / 10 \times S / 10$$

$$S : \text{四半期のペナルティポイントの累計 (ただし、} 5 \leq S \leq 10 \text{)}$$

イ 甲は、1.(2)エにより乙に対して再度の業務改善勧告を行った場合は、アの減額に加えて、当該勧告を行った日が属する四半期の指定管理者委託料について、さらに10%相当分を上限として減額することができる。

ウ 甲は、同一の業務に関する業務改善勧告が3四半期以上継続した場合、当該業務に係る当初の業務改善勧告を行った月を含む3四半期以降の指定管理者委託料について、100%相当分を上限として減額することができる。

エ 甲は、業務改善勧告又は再度の業務改善勧告の対象となった業務の内容が改善されたことが業務改善報告書により確認された場合には、当該確認を行った日が属する四半期以降の指定管理者委託料に対して減額を行わないものとする。

オ 甲は、乙が1.(3)アの異議申し立てを行った場合、甲乙の協議が終了するまでの間、指定管理者委託料の減額を猶予する。ただしこの場合、甲は、1.(3)イの協議が終了するまでの間、当該減額の2倍の額(ただし、ア～ウに規定された限度額の範囲内の額とする。)について、指定管理者委託料の支払いを留保することができる。

(3) 業務の停止等

ア 甲は、乙が本事業の実施により利用者、近隣住民等に著しい危害を及ぼした場合又は及ぼす可能性がある場合は、乙の運営・維持管理業務の全部又は一部に対して、理由を示した書面によりその停止を命ずることができ、乙は、これに速やかに応じなければならない。

イ 甲は、(1)の著しい危害が甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、業務停止期間中の乙の収入に関する補填を行わない。

ウ 甲は、(1)の著しい危害が乙の責めに帰すべき事由による場合、(2)にかかわらず、指定管理者委託料を業務停止期間に応じた日割り計算で減額することができる。

- エ 甲は、(1)の著しい危害が不可抗力による場合、指定管理者委託料から業務停止期間に発生を免れた費用を日割り計算で減額することができる。
- オ 甲は、乙に対して業務の停止を命ずる前の乙の業務が管理運営基準（提案書にて管理運営基準を上回る水準が提案されている場合は、提案書に示された水準）を満たしていないことが確認された場合、乙に対して業務改善勧告を行ったうえでペナルティポイントを付与することができる。
- カ 甲は、乙が業務停止の原因を解決した場合は、速やかに停止の命令を解除する。
- キ 乙は、甲による業務停止命令に異議がある場合、1.(3)の規定に準じた異議申し立てを行うことができる。